

日立の業務用冷凍・空調機器をお使いの皆さまへ

フロン
排出抑制法
改正！

「exiida遠隔監視・予兆診断」が 冷凍・空調機器の簡易点検をサポート。

従来の簡易点検は…



3か月に1回以上
現地での目視点検

点検整備記録簿の
作成・管理



現地に行かずに診断可能、しかも記録は自動作成

exiida なら…

点検記録は
いつでも出力可能



目視点検の代替・点検整備記録簿も自動で生成

日立の常時監視システム「**exiida 遠隔監視・予兆診断**」なら、
機器運転データを収集・蓄積し、
AIを活用した高精度な診断が可能です。

※1 「exiida予兆診断」は「exiida遠隔監視」の契約が必要です。予兆診断は冷凍サイクルに起因するものに限ります。

「exiida遠隔監視・予兆診断」のシステム概要図

新規・既存に
関わらず
導入可能！



お客様の設備

対象機種は
こちら ▶



常時監視

データ

exiida遠隔監視
クラウド

AI
活用

遠隔監視

遠隔監視データベース

予兆診断

学習用
データベース

評価用
データベース

データ解析 F-LSC※2

Webサーバ

メール
で通知

お客さまなど



管理者さまなど



現地での
作業員



保守管理
担当者

※2 F-LSC(Fast-Local Sub-space Classifier):高速局所部分空間法。

フロン排出抑制法(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律)とは？

フロン排出抑制法は、機器の冷媒として使用されているフロンガスの漏えいを未然に防ぐため、全ての業務用冷凍空調機器を対象に3か月に1回以上の簡易点検を義務付けています。そのため管理者(お客さまや設備管理担当者など)は目視による機器の点検を行い、点検の記録および保存をする必要があり、義務に違反した場合には罰金が課せられます。2022年8月の法改正で、簡易点検が常時監視による冷媒漏えい検知システムでの代替が可能となりました。



フロン排出抑制法
についてはこちら

「exiida遠隔監視・予兆診断」の簡易点検サポートなら、 AIによるフロン類の漏えい兆候検知診断が導入から最短2か月

簡易点検サポートサービスのお申し込みから開始までの流れ



簡易点検サポートではAIを活用したフロン類の漏えい兆候検知診断を行う為、据付環境ごとに正常に稼働しているデータを2か月間採取し学習モデルを作成します。^{※2}学習モデル作成後、診断に移行します。

※1 機器の圧縮機稼働データが少ない場合は学習モデル作成期間が延長する可能性があります。※2 学習モデル作成期間中は自動診断ができないため、従来の目視による簡易点検の実施、点検整備記録簿の作成・管理が必要です。

毎月の診断結果をWeb上に反映、さらに点検整備記録簿も自動で作成

遠隔監視で採取した稼働データをもとに、毎日自動診断を行います。毎月月末には漏えい兆候の有無を過去3か月分のデータで総合判定しWeb上に反映します。^{※3・※4}点検整備記録簿も自動で作成されいつでもダウンロード可能です。万が一フロン類の漏えい兆候を検知した場合は、保守管理者様又はお客様へ通知します。



※3 exiida遠隔監視・予兆診断ご契約のお客様に提供するフロン排出抑制法の定期点検・簡易点検の記録や納入機器情報の管理をサポートするシステムを利用します。※4 対象期間中の機器稼働時間が短く、フロン類の漏えい兆候を判定するための圧縮機稼働データが不足する場合は判定を行えません。データ不足等で月末判定が2ヵ月連続で行えない場合は従来通り現地での目視に簡易点検が必要になります。



漏えい兆候検知診断には一定時間以上の機器稼働が必要です。^{※5}

※5 目安となる時間数: 3か月で圧縮機稼働5時間程度(通常運転モードの場合)。

新規導入特典

新規で機器を導入の際は、「フロン排出抑制法定期点検サービス」契約により
最大10年間の延長保証^{※6}があります。

※6 スクロール圧縮機搭載機種は設置後保証期間最長10年間、スクリー圧縮機搭載機種では設置後保証期間最長5年間。ただし、いずれも電気系部品については最長5年間(メーカー保証1年を含む期間)。

「exiida遠隔監視・予兆診断」は事前ご契約(有償)が必要となります。詳しくは当社窓口までお問い合わせください。

販売元  日立グローバルライフソリューションズ株式会社

〒105-8410 東京都港区西新橋二丁目15番12号

 360°/ピネス

ひとりひとりに、笑顔のある暮らしを

〈サービスエンジニアリング拠点〉

東 北 (022)225-5972 東 京 050-3144-9977 中 部 (0568)72-0131
関 西 050-3174-8977 中 四 国 (082)283-9374 九 州 050-3142-0634

〈営業拠点〉

●北日本支社 (022)266-1321 ●関 東 支 社 050-3154-3967 ●中部支社 050-3144-9820
北海道営業所 050-3142-0621 北陸営業所 (076)429-4051
●西日本支社 050-3181-8201 ●九 州 支 社 050-3142-0629
中 国 支 店 (082)240-6152
四 国 営 業 所 (087)833-8701

信用と行きとどいたサービスの当社へ

このカタログに掲載した内容は、予告なく変更することがありますのでご了承ください。

印刷・発行：2023年6月 **EX-014P-1**